

# 高齢者の定期予防接種における住民税非課税世帯の確認書類

※住民税非課税世帯に該当する方は、接種時に必ず、①～④のいずれかの書類をご持参ください。

## ①介護保険料納入通知書（決定通知）または 介護保険料納入通知書（変更通知）



毎年6月頃に介護保険課から届きます  
△再発行はできません

鹿児島市長  
下鶴 隆夫 公印

被保険者氏名

令和7年度 介護保険料納入通知書(決定通知)

令和7年度の介護保険料額が決定しましたので通知します。

決定事由 当初賦課による保険料額決定

### ●保険料額算定の基礎

期間	月数	世帯住民税状況	本人住民税状況	合計所得金額※ (課税年金収入額)	所得段階	年間保険料額
R7.4から R8.3まで	12か月分	非課税	非課税	( ) 円	2段階	36,500円

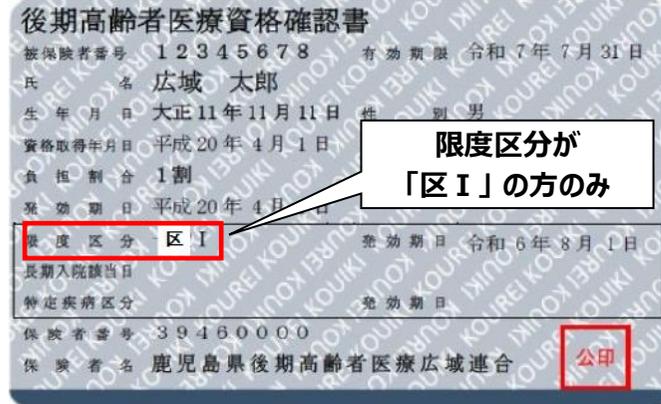
※介護保険法施行令及び鹿児島市介護保険条例に基づき算定された金額を記載していますので、地方税法に規定  
金額とは一致しない場合があります。

所得段階区分が  
「第1～3段階」の方のみ

所管課：介護保険課

## ②後期高齢者医療資格確認書

有効期限が切れていないものに限りです



限度区分が  
「区I」の方のみ

所管課：長寿支援課

## ③マイナ保険証によるオンライン資格確認（後期高齢者医療の対象者のみ）



医療機関が確認します  
資格情報確認画面の限度額適用認定証  
の適用区分「低所得I」の方のみ

所管課：長寿支援課

## ④令和7年度 市民税・県民税非課税証明書 市保健事業用

①～③の書類で確認ができない方は、  
「令和7年度 市民税・県民税非課税証明書 市保健事業用」が  
必要です。（本庁資産税課及び各支所の税務課で発行可能）

※①～③いずれかの書類で確認ができる方は④は不要です。

【定期予防接種の問い合わせ先】 鹿児島市保健所 感染症対策課（電話：803-7023）